

○北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例

北海道条例第44号

平成13年7月10日

改正 平成21年3月31日条例第15号、平成29年10月17日条例第55号

北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例をここに公布する。

北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等について必要な規制を行うことにより、道民及び滞在者の身体及び財産に対する危害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「性風俗営業等」とは、次の各号のいずれかに該当する営業のうち、指定区域（不当な勧誘、料金の取立て等による道民及び滞在者の身体及び財産に対する被害の発生状況等を勘案して、その区域についてこの条例の規定により規制を行う必要性が高いと認められるものとして北海道公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定する区域をいう。第13条において同じ。）内で営まれるものをいう。

- (1) 営業所を設けて、当該営業所において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に掲げる営業を除く。）
- (2) 営業所を設けて、当該営業所において客の接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第3項に規定する接待をいう。）をして客に飲食させる営業のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営むもの

(料金等の表示)

第3条 性風俗営業等を営む者は、北海道公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定めるところにより、次に掲げる事項を、営業所内において客に見やすいように表示しなければならない。

- (1) 当該営業に係る料金（当該営業所で当該性風俗営業等を営む者の代理人、使用人その他の従業者（第8条第1項及び第9条第1項において単に「従業者」という。）がその提供する前条第1号に規定する役務の対価として受け取る一切の料金を含む。以下同じ。）
- (2) 違約金その他名目のいかんを問わず、当該営業に関し客が支払うべきものとする金銭（前号に掲げるものを除く。以下「違約金等」という。）に関する定めがある場合にあっては、その内容

(不当な勧誘、料金の取立て等の禁止)

第4条 何人も、人に特定の性風俗営業等の客となるように勧誘をし、又は広告若しくは宣伝をするときは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該営業に係る料金について、実際のものよりも著しく低廉であると誤認させるような事項を告げ、又は表示すること。
 - (2) 前条第2号に掲げる事項について、不実のことを告げること。
- 2 何人も、特定の性風俗営業等の客に対し、粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又はその者から預かった所持品を隠匿する等迷惑を覚えさせるような方法で、当該営業に係る料金又は違約金等の取立てをしてはならない。

(不当な勧誘等を用いた営業の禁止)

第5条 性風俗営業等を営む者は、前条の規定に違反する行為を用いて当該営業を営んではならない。

(資金又は場所の提供の禁止)

第6条 何人も、前条の規定に違反して性風俗営業等を営み、又は営もうとする者に対し、情を知って、当該営業に要する資金又は場所を提供してはならない。

(性風俗営業等を営む者の勧誘等の委託に伴う指導義務)

第7条 性風俗営業等を営む者は、当該営業に関し人に客となるように勧誘をし、又は広告若しくは宣伝をすることを委託したときは、当該性風俗営業等を営む者から委託を受けて、当該営業に関し人に客となるように勧誘をし、又は広告若しくは宣伝をする者が第4条第1項の規定に違反しないよう指導しなければならない。

2 前項の規定は、性風俗営業等を営む者が、当該営業に係る料金又は違約金等の取立てをすることを委託した場合について準用する。この場合において、同項中「人に客となるように勧誘をし、又は広告若しくは宣伝をする」とあるのは「当該営業に係る料金又は違約金等の取立てををする」と、「第4条第1項」とあるのは「第4条第2項」と読み替えるものとする。

(指示)

第8条 公安委員会は、性風俗営業等を営む者又はその従業者が、当該営業に関し、この条例の規定に違反したときは、当該性風俗営業等を営む者に対し、道民及び滞在者の身体及び財産に対する危害の発生を防止するため必要な指示をすることができる。

2 公安委員会は、性風俗営業等を営む者から委託を受けて、当該営業に関し人に客となるように勧誘をし、又は広告若しくは宣伝をする者が、第4条第1項の規定に違反したときは、当該性風俗営業等を営む者に対し、当該委託を受けた者に前条第1項に規定する指導をするよう指示をすることができる。

3 前項の規定は、性風俗営業等を営む者から委託を受けて、当該営業に係る料金又は違約金等の取立てををする者が、第4条第2項の規定に違反した場合について準用する。この場合において、前項中「前条第1項」とあるのは、「前条第2項において準用する同条第1項」と読み替えるものとする。

(営業の停止)

第9条 公安委員会は、性風俗営業等を営む者が前条の規定による指示に従わなかったとき、又は性風俗営業等を営む者若しくはその従業者が当該営業に関し次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、当該性風俗営業等を営む者に対し、8月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 第15条に規定する罪に当たる違法な行為

(2) 刑法(明治40年法律第45号)第159条、第161条、第199条、第201条、第203条(第199条に係る部分に限る。)から第206条まで、第208条、第209条、第210条、第217条から第223条まで、第235条、第236条から第240条まで、第241条第1項及び第3項、第243条(第235条、第236条、第238条から第240条まで及び第241条第3項に係る部分に限る。)、第246条、第246条の2、第248条から第250条(第246条、第246条の2、第248条及び第249条に係る部分に限る。)まで、第261条並びに第262条に規定する罪に当たる違法な行為

2 公安委員会は、性風俗営業等を営む者に前条第2項の規定により、当該者から委託を受けた者に指導をするよう指示をした場合において、当該指示の後3月以内に、当該委託を受けた者が、第4条第1項の規定に違反したときは、当該性風俗営業等を営む者に

対し、8月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 3 前項の規定は、性風俗営業等を営む者に前条第3項において準用する同条第2項の規定により、当該者から委託を受けた者に指導をするよう指示をした場合について準用する。この場合において、前項中「前条第2項」とあるのは「前条第3項において準用する同条第2項」と、「第4条第1項」とあるのは「第4条第2項」と読み替えるものとする。

(標章のはり付け)

第10条 公安委員会は、前条の規定により性風俗営業等の停止を命じたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該命令に係る施設の出入口の見やすい場所に、公安委員会規則で定める様式の標章をはり付けるものとする。

- 2 前条の規定による命令を受けた者は、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、公安委員会規則で定めるところにより、前項の規定により標章をはり付けられた施設について、標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、標章を取り除かなければならない。

(1) 当該施設を当該営業の用以外の用に供しようとするとき。

(2) 当該施設を取り壊そうとするとき。

(3) 当該施設を増築し、又は改築しようとする場合であつて、やむを得ないと認められる理由があるとき。

- 3 第1項の規定により標章をはり付けられた施設について、当該命令に係る性風俗営業等を営む者から当該施設を買い受けた者その他当該施設の使用について正当な権原を有する第三者は、公安委員会規則で定めるところにより、標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、標章を取り除かなければならない。

- 4 何人も、第1項の規定によりはり付けられた標章を破壊し、又は汚損してはならず、また、当該施設に係る前条に規定する命令の期間を経過した後でなければ、これを取り除いてはならない。

(聴聞の特例)

第11条 公安委員会は、第9条の規定により営業の停止を命じようとするときは、北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号。以下「行政手続条例」という。）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 第9条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

- 3 前項の通知を行政手続条例第15条第3項に規定する方法によって行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当の期間は、2週間を下回ってはならない。

- 4 第9条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(報告及び立入検査)

第12条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、性風俗営業等を営む者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、その営業所（個室その他これに類する施設を設ける営業所にあつては、客が在室する個室その他こ

れに類する施設を除く。)に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(広報啓発活動)

第13条 指定区域を管轄する警察署長は、性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等を防止するため必要な広報啓発活動を行うものとする。

(公安委員会規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条の規定に違反した者

(2) 第9条の規定による公安委員会の命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条の規定に違反して、営業に係る料金について実際のものよりも著しく低廉であると誤認させるような事項を表示し、又は同条第2号に掲げる事項について不実のことを表示した者

(2) 第4条又は第6条の規定に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第4項の規定に違反した者

(2) 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、平成13年9月1日から施行する。

2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成21年条例第15号) 抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年条例第55号)

1 この条例は、公布の日から施行する。